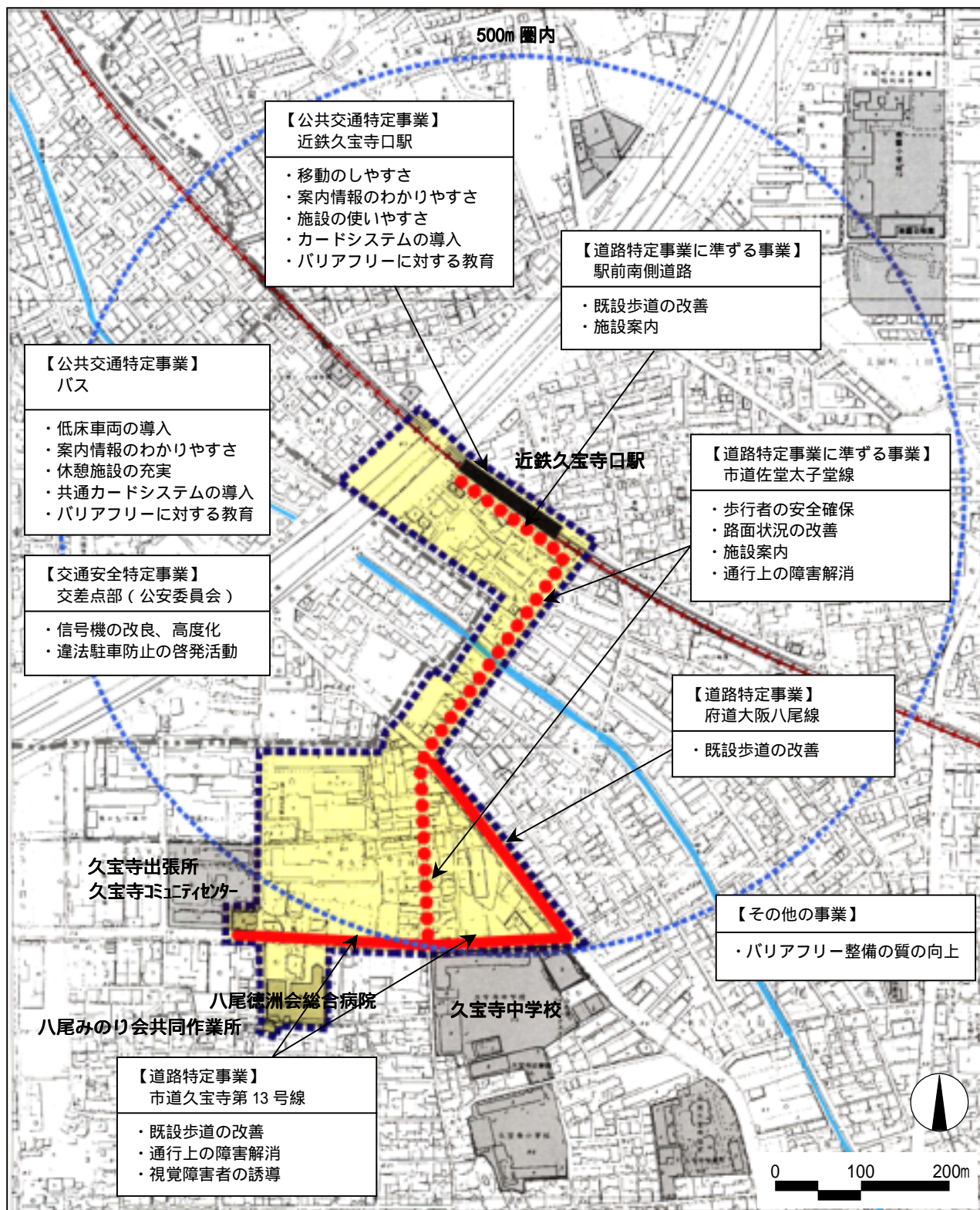


5. 実施すべき特定事業とその他の事業

(1) 事業箇所図



図：近鉄久宝寺口駅および周辺地区における事業

- *) 「短期」: 短期的課題 (1~5 年程度) 「長期」: 長期的課題 (5~10 年程度)
- *) 「課題」: 事業実施上何らかの問題を有する

(2) 公共交通特定事業

近畿日本鉄道(株)

	特定事業	短期	長期	課題	備考
移動のしやすさ	車椅子対応エレベーターの新設				・駅舎構造や利用者動線の観点から検討を重ねた結果、貫通型(スルー型)を採用した。 ・駅舎構造の観点から、狭小な空間で設置できるスクリー式を採用した。
	視覚障害者誘導用ブロックの設置				・駅への出入り口から公道に至る経路に設置。
	階段手すりの2段化				・手すりには点字シールの添付を施す。
案内情報のわかりやすさ	触知図の設置				・駅案内及びトイレ案内の情報提供。
施設の使いやすさ	車椅子対応トイレの新設				・改札内コンコースに設置。(オストメイトスペースを確保しており、将来対応していく。)
	ホーム待合室の改造				・出入り口の有効幅を90cm以上、扉をハンガー式自動引き戸、車椅子スペースの設置。
	券売機の下部カウンターの改良				・形状など課題を検討しながら、試験的に導入を行った。
カードシステムの導入	カードシステムの導入				・技術的課題に対応しながら検討。
バリアフリーに対する教育	社員教育・訓練の徹底				・継続的な社員教育・訓練、対応マニュアルの充実。

*) 「印」: 事業先行のため、実施済み



エレベーター設置

- ・貫通型を採用
- ・狭小な空間で設置可能なスクリー式構造を採用
- ・インターホンの設置
- ・フットボタンの設置 など

写真: エレベーター設置 (図1参照)



写真: 車椅子対応トイレ (図2参照)



写真: 階段手すりの2段化 (図3参照)



写真: 触知図の設置 (図4参照)



写真: ホーム待合室 (図5参照)



写真: 券売機の下部カウンター (図6参照)



利点

- ・車椅子利用が、カゴ内で回転しなくても利用できる。
- ・昇降路の間口1.85m
- ・ピット深さが15cm
- ・機械室が不要
- ・工事期間短縮

図1

貫通型スクリーエレベーター



(オストメイトスペースの確保)

図2



図3
点字シールの添付



図4



図5

図6

近鉄バス（株）

	特定事業	短期	長期	課題	備考
低床車両の導入	低床バスの導入				・廃車代替に合わせて、交通バリアフリー法適合車両の導入を図る。 平成 14 年度：低床バス約 40 台、小型低床バス（またはリフト付）4 台導入予定 平成 15 年度：低床バス約 30 台、小型低床バス（またはリフト付）3 台導入予定
案内情報のわかりやすさ	低床バスの運行時間を時刻表に記載				・低床バスの導入台数が少ないため、今後の増備に合わせて可能な路線から段階的に対応する。
休憩施設の充実	上屋付きベンチの設置				・設置基準を満たす歩道幅員が確保できる場所がないため、その対応などについて道路管理者と協議しながら、順次設置を検討する。 ・設置費用の負担について協議が必要である。
共通カードシステムの導入	共通カードシステムの導入				・八尾市内の路線は、平成 14 年中に J スルーカード、スルッと KANSAI カードを導入予定。 ・将来的には非接触式 IC カードが実用化される見通し。
バリアフリーに対する教育	職員のバリアフリーに対する継続的な教育・訓練				・車椅子での乗車実例が少なく、乗務員の対応が不慣れなことを踏まえて、バリアフリーに対する継続的な教育・訓練を行っていく。

(3) 交通安全特定事業

公安委員会

	特定事業	短期	長期	課題	備考
信号機の改良・高度化	音響式信号の設置				・交通事故および交通量などの関連事項との整合を図り、段階的に設置を検討する。
	音量の調整				・付近住民の協力を得ながら検討する。
	弱者対応信号機 [*] の設置				・高齢者・障害者などの利用する福祉施設周辺の交差点を対象に整備を検討。
	押しボタンの位置の見直し				・押しボタンの位置については、最も押しやすい箇所に設置しているが、道路改良などにより形態が変わった箇所については、見直しを行う。
違法車両防止の啓発活動	違法駐車・駐輪防止の指導・取り締まりの実施				・継続的な啓発活動および周辺住民と協働して、止めない・止めさせない環境づくりを行う。

*) 弱者対応信号機：押しボタンなどにより、歩行者用青信号の延長を行うもの。
交差点情報を振動または、音声により案内するシステム。

(4) 道路特定事業

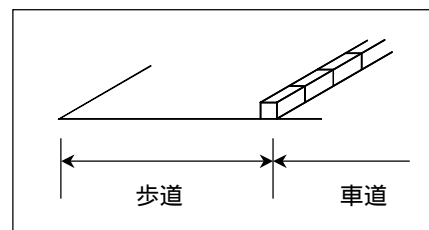
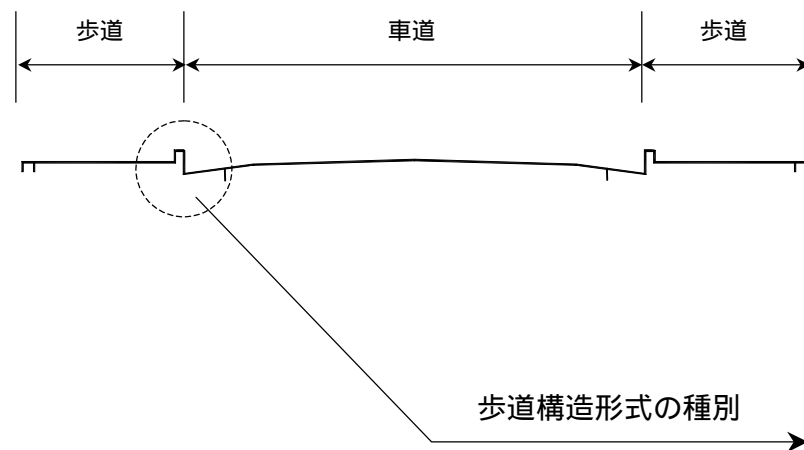
大阪府
府道大阪八尾線

	特定事業	短期	長期	課題	備考
既設歩道の改善	歩道部の拡幅 (現在 2m 程度の歩道幅員が確保されているが、機能を向上するために 3.5m に拡幅する。)				・拡幅には、沿道地主・地元住民の理解と協力を得ながら整備を実施する。
	交差点部 (現道の道路線形を見直し、歩行者のたまり部分を確保する。)				・警察との協議により、用地買収を伴う拡幅整備が必要な場合には、時間を要する。

八尾市
市道久宝寺第 13 号線

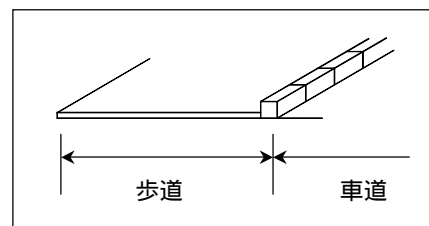
	特定事業	短期	長期	課題	備考
既設歩道の改善	都市計画道路の整備				・地元住民・公安委員会などとの協議のうえ、車道幅員などの構成見直しを行うほか、都市計画幅員(12~15m)の用地確保に努めることにより、歩道の拡幅を行う。 ・当面は、道路付属施設の集約により歩行空間の確保に努める。
通行上の障害解消	側溝蓋(グレーチング)・鉄蓋の取替え				・八尾市の管理する側溝蓋については、目の細かいものに替えていく。
	障害物(電柱・車止め)の移設				・占有者と協議を行いながら、移設を進める。
視覚障害者の誘導	視覚障害者誘導用ブロックの設置				・駅と目的地を結ぶ誘導が必要であるため、歩道網の整備に合わせて設置する。

【整備後の道路イメージ】



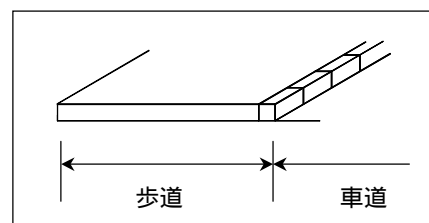
フラット

歩道等面と車道面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。



セミフラット

歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。



マウントアップ

歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

(5) 道路特定事業に準ずる事業

*) 道路特定事業に準ずる事業：2mの歩道幅員確保などの点で、交通バリアフリー法の基準を満たさないために、道路特定事業となり得ないが、八尾市としてバリアフリー整備上、特に整備が必要な経路（特定経路に準ずる経路）について行う事業のこと。

八尾市
駅前南側道路

	特定事業に準ずる事業	短期	長期	課題	備考
既設歩道の改善	拡幅				・道路敷すべてが近畿日本鉄道（株）の所有であるため、今後の管理を含めて協議が必要である。
	段差の解消				
施設案内	主要施設までの案内板の設置				・近畿日本鉄道（株）・案内先の施設管理者と協議しながら、設置を進める。

市道佐堂太子堂線

	特定事業に準ずる事業	短期	長期	課題	備考
歩行者の安全確保	車両の進入を抑制し歩車共存道路として整備				・地元・沿道住民の理解を得て、一方通行などの交通規制による車両の通過抑制を行う。また、既に一方通行規制がなされている路線については、歩道の設置・コミュニティ道路整備を行う。
路面状況の改善	路面舗装の改善				・インターロッキングブロックの目地、滑りにくさなども検討する。また、舗装の補修については、道路整備の計画がたつた際に同時に行う。ただし、すぐに着手できないときは、部分的にやり直す。
施設案内	主要施設までの案内板の設置				・場所の確保が必要であり、案内先の施設管理者と協議が必要である。
通行上の障害解消	道路附属物の移設・集約				・交通標識、案内標識、カーブミラー、信号機などの集約を行い、歩行空間確保に努める。
	不法占拠防止の指導・啓発活動の実施				・継続的な啓発活動および周辺住民との協働により、止めない・止めさせない環境づくりを行う。

(6) その他の事業

八尾市

	その他の事業	短期	長期	課題	備考
バリアフリー整備の質の向上	事業評価のためのフォローアップ				・事業実施後に、アンケートやヒアリングを行い、利用者意見の収集などを行う。